

(7) 管理施設

(7) 管理棟

本施設は、処分場の運営管理のための作業を統合管理する施設である。管理棟内には管理事務室のほか、倉庫、トイレ、湯沸室、廊下等の共用スペースを確保する。また、管理棟に近接する搬入道路上に計量棟を設置する。

管理棟等の配置は、図 2.5.3-14 に示すとおりである。

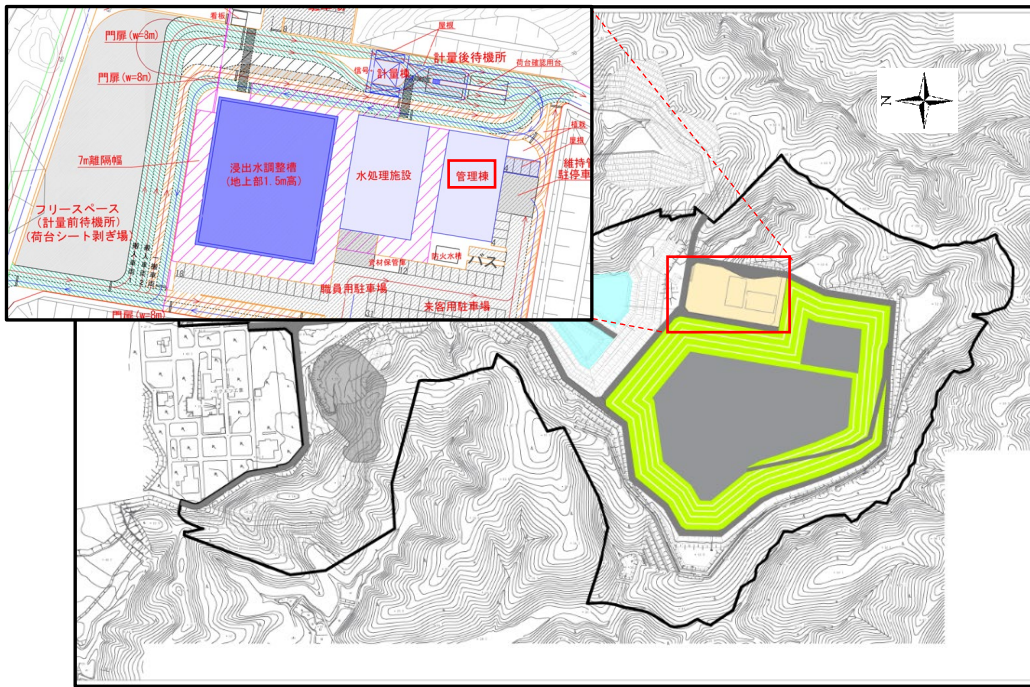
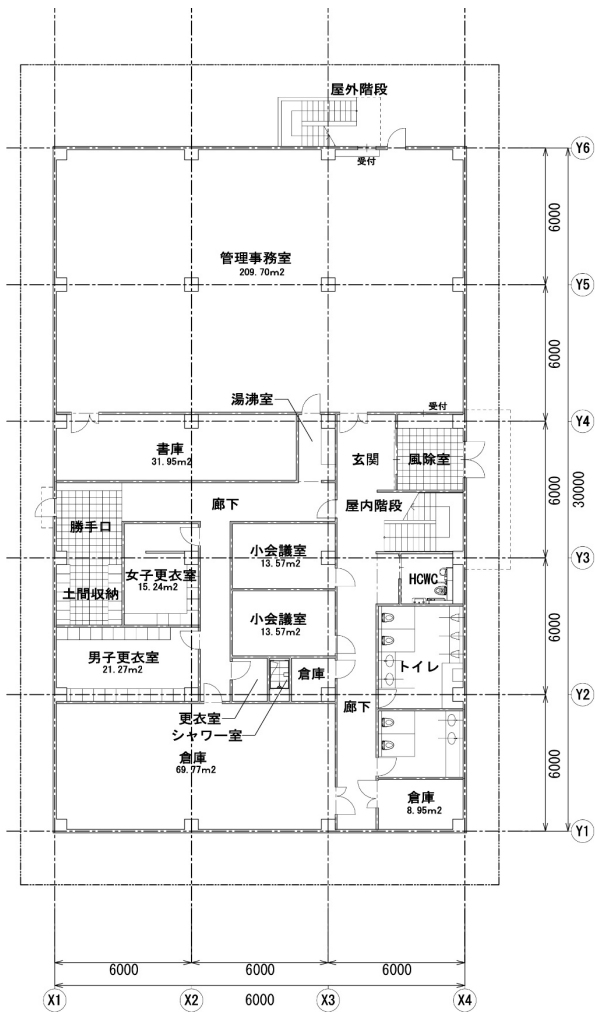


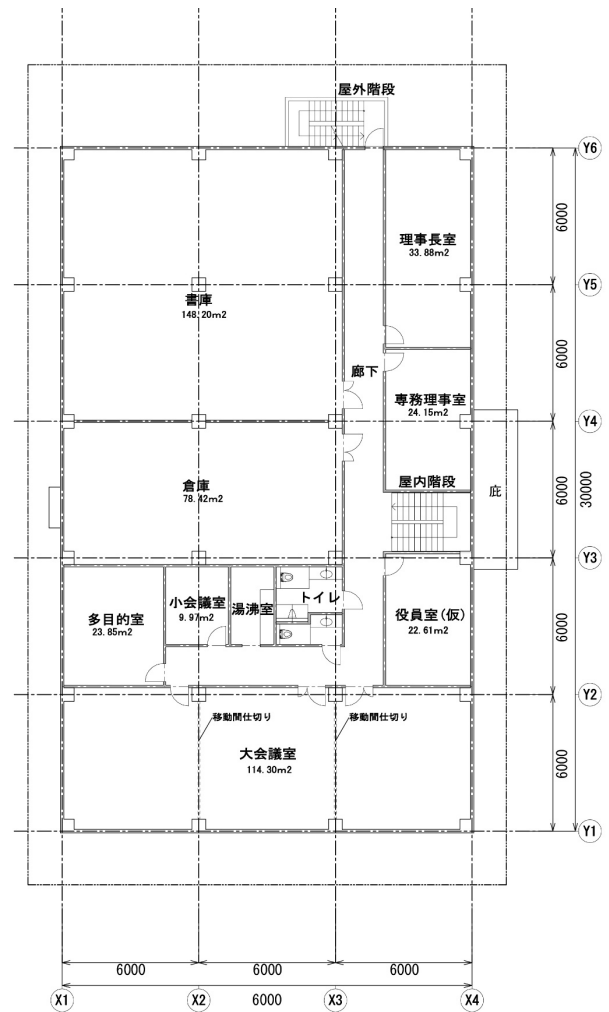
図 2.5.3-14 管理棟等の配置

表 2.5.3-4 基本設計諸元

区分	諸元
構造	鉄筋コンクリート造
建屋	地上2階建て（陸屋根式）
主要室	管理事務室，会議室，役員室，多目的室，更衣室（男・女），脱衣・シャワー室，倉庫，書庫，トイレ（うち，多目的トイレ1室），湯沸室，玄関，勝手口，階段室，廊下等
延床面積	1階 : 540 m <sup>2</sup>
	2階 : 540 m <sup>2</sup>
	計 : 1,080 m <sup>2</sup>



1階平面図



2階平面図

図 2.5.3-15 管理棟平面図

(イ) モニタリング設備

本施設は、対象事業実施区域内の地下水質及び下水道に放流する処理水の水質を監視するための施設である。地下水質監視のために観測井（4地点）を設置し、処理水監視のためにモニタリングピットを設置する。

(ウ) 覆土材仮置場

本施設は、埋立地の廃棄物に覆土する、覆土材を貯留する設備である。覆土材仮置場は図 2.5.3-1 に示すとおり、埋立地北側の現況が裸地の区域に計画する。

覆土置場の位置を図 2.5.3-16、概算容量を表 2.5.3-5 覆土置場の概算容量に示す。覆土置場の概算容量は、約 21 万 m<sup>3</sup> となった。

表 2.5.3-5 覆土置場の概算容量

	1 段目				2 段目				3 段目				計
	底面積 (m <sup>2</sup> )	天端面積 (m <sup>2</sup> )	高さ (m)	容積 (m <sup>3</sup> )	底面積 (m <sup>2</sup> )	天端面積 (m <sup>2</sup> )	高さ (m)	容積 (m <sup>3</sup> )	底面積 (m <sup>2</sup> )	天端面積 (m <sup>2</sup> )	高さ (m)	容積 (m <sup>3</sup> )	
	8,252	17,100	4	50,704	16,529	17,204	5	84,333	16,607	15,653	5	80,650	215,687
標高	46m	50m			50m	55m			55m	60m			

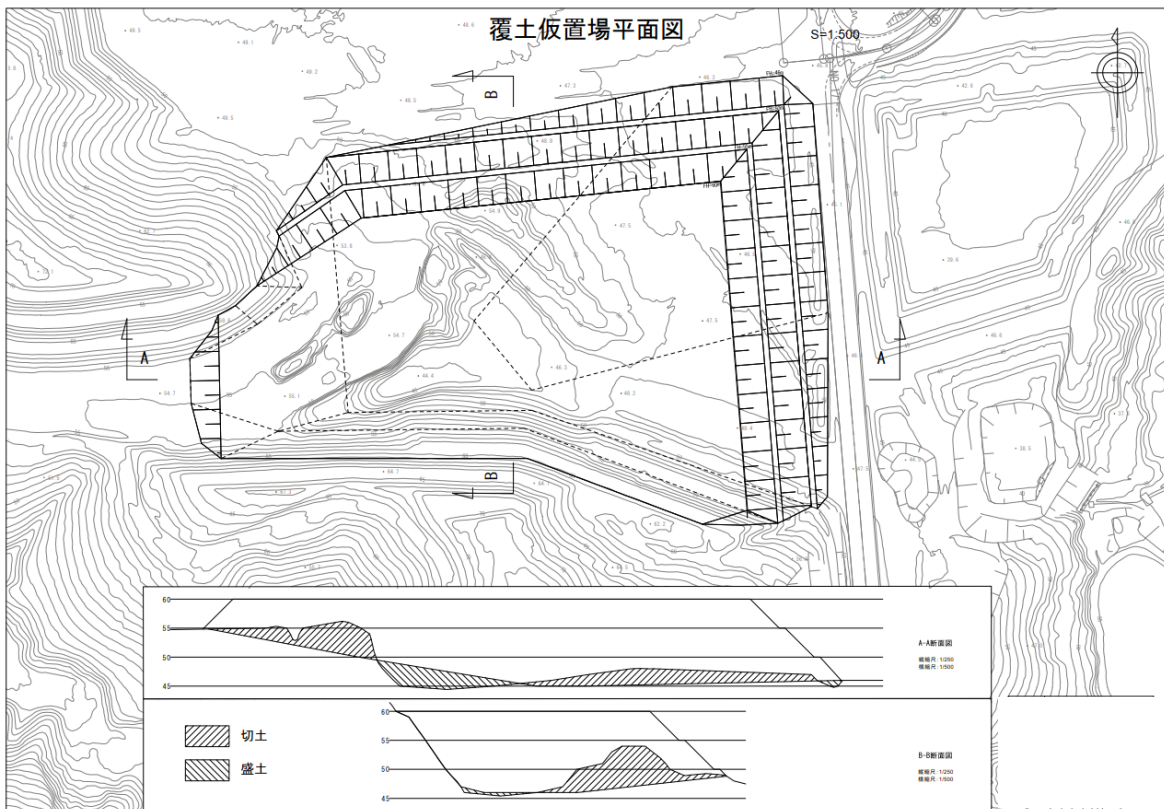


図 2.5.3-16 覆土仮置場平面図

(8) その他の関連施設

(7) 搬入管理設備

本施設は、搬入される廃棄物を計量する施設である。新処分場では、トラックスケールを2基設置する。

(4) 洗車設備

本施設は、廃棄物運搬車両を洗車する施設である。新処分場では、埋立地隣接の平坦地にプール式の洗車設備を設ける計画である。洗浄に使用した水は、浸出水処理施設に送水し、適切に処理する。

(5) 飛散防止施設

本施設は、風による埋立廃棄物の飛散を防止する施設である、飛散防止フェンス及び衝立フェンス(仮設設備)を設ける計画である。飛散防止施設の配置を図 2.5.3-17、想定される飛散防止フェンスの構造を図 2.5.3-18 に示す。

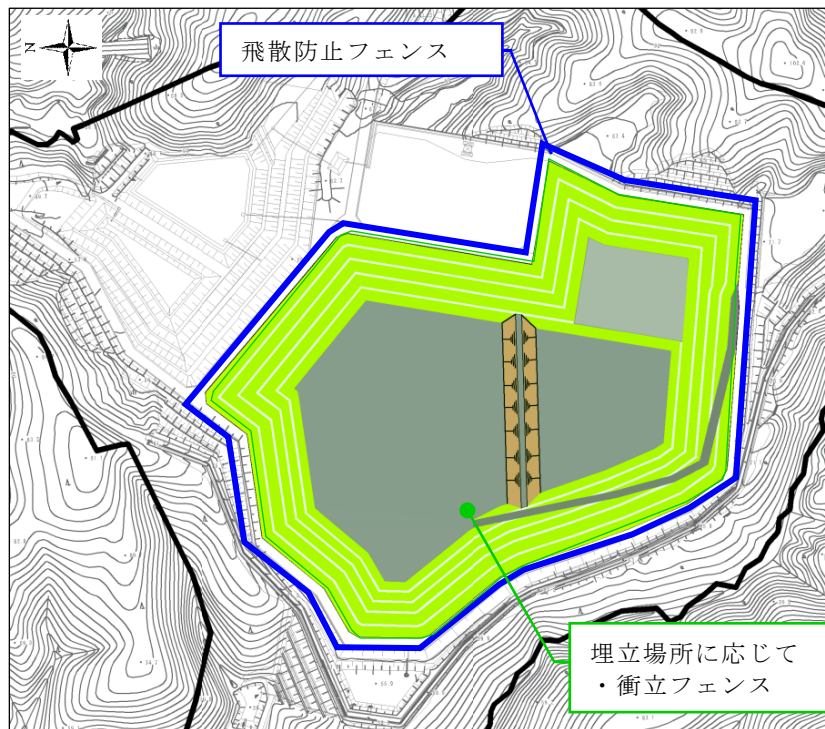
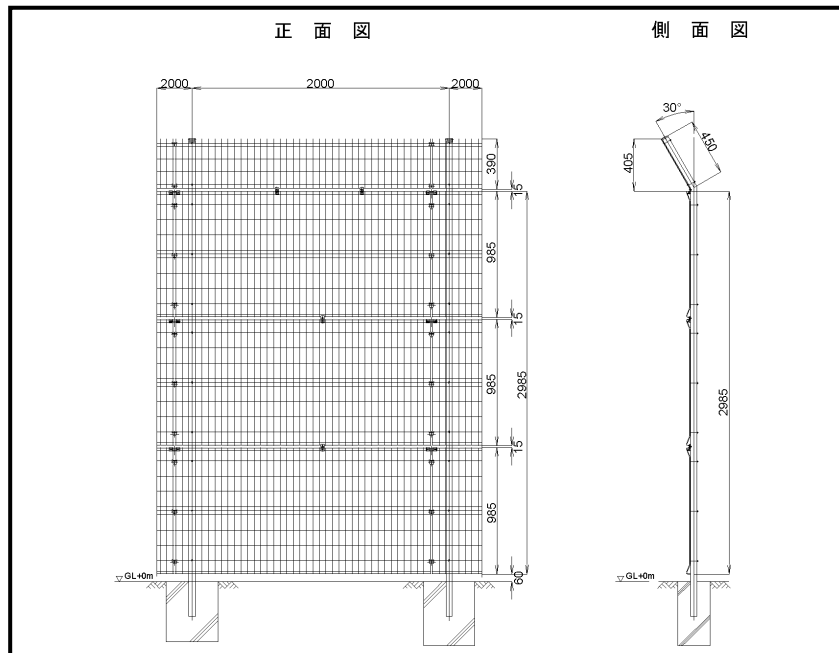


図 2.5.3-17 飛散防止設備の配置



出典：「新産業廃棄物最終処分場整備基本設計」（宮城県環境事業公社 2023年10月）

図 2.5.3-18 飛散防止フェンス

(I) 門扉・囲障設備（侵入防止フェンス）・立札

門扉は、埋立地及び管理施設の出入口部に設置する。囲障設備（侵入防止フェンス）は、みだりに施設内へ立ち入るのを防止するため、埋立地及び管理施設の外周部に設置する計画である。

立札は、その場所が最終処分場であることを明示するため、埋立地及び管理施設の入り口部に設置する。立札の形状は、「最終処分基準省令」に準拠する。

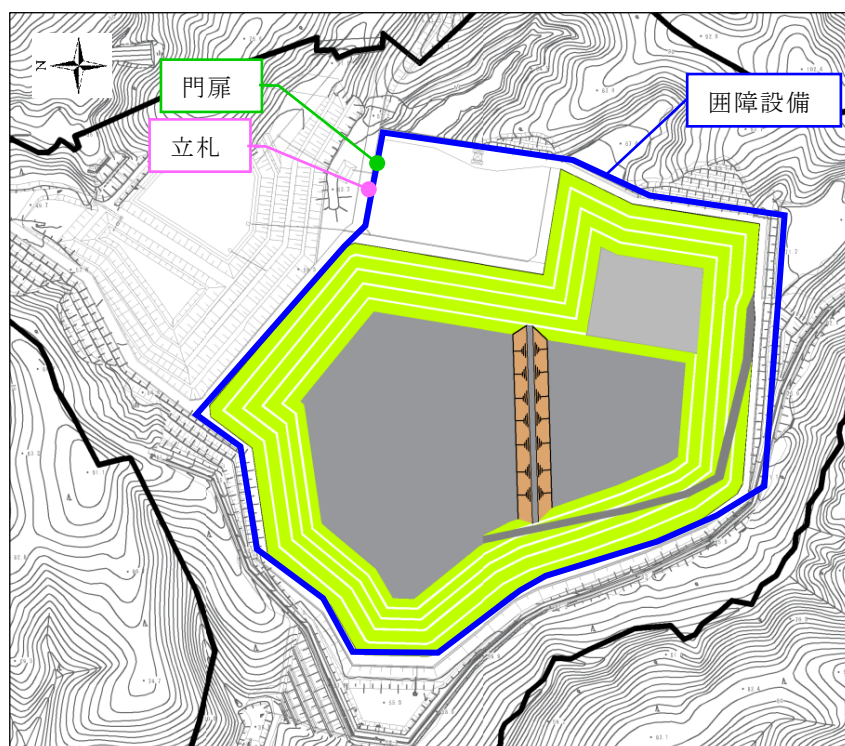
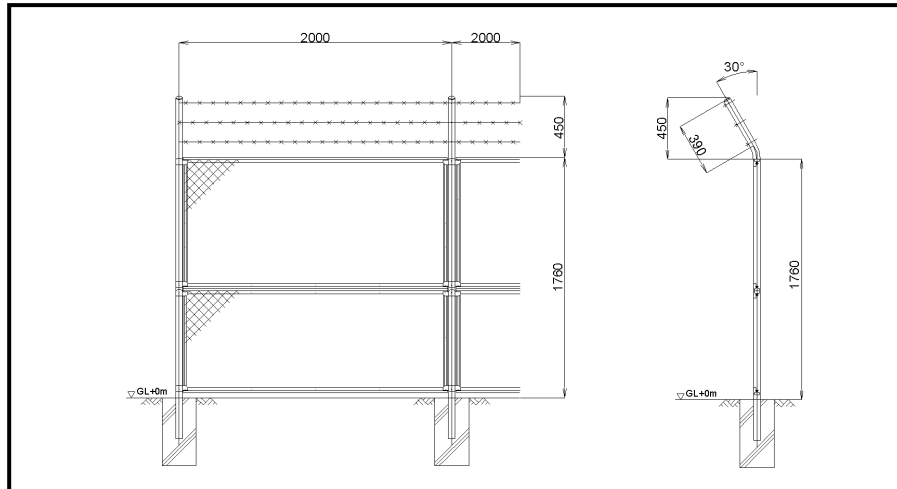


図 2.5.3-19 門扉・囲障設備・立札の配置

囲障設備（侵入防止フェンス）はH=1.8mの忍び返し付きフェンスとし、有刺鉄線付とする。設置は埋立地の外側に傾斜させる。



出典:「新産業廃棄物最終処分場整備基本設計」(宮城県環境事業公社 2023年10月)

図 2.5.3-20 囲障設備（侵入防止フェンス）

(オ) 電気・通信設備

管理棟事務所や計量棟，浸出水処理施設棟の各居室には電気設備及びインターネット環境を整備する。

(カ) 搬入道路等

搬入道路，管理道路，場内道路を整備する。公道から埋立地までの搬入道路は，主に採砂場の既設構内道路を利用し，一部区間で新設する計画である。新設搬入道路の計画平面図を図 2.5.3-21 に示す。また，搬入道路は隣接する採砂場の採取土砂運搬車両と共用することから，円滑かつ安全に廃棄物を運搬できるよう管理体制を整備する。

管理道路は円滑な作業と通行が可能となる動線を検討し，場内道路は廃棄物運搬車両が埋立地底部まで円滑かつ効率的に進入できるよう，余裕のある幅員，縦断勾配で計画する。

搬入道路舗装構成の設計条件を表 2.5.3-6 に示す。

表 2.5.3-6 搬入道路舗装構成の設計条件

項目	設計条件
交通量区分	N5
舗装の設計期間	10 年
疲労破壊輪数	1,000,000 回/10 年
信頼度	90%
設計 CBR	8

表 2.5.3-7 搬入道路の舗装構成及び舗装厚

層	材料	舗装厚 (mm)
表層・基層	密粒度アスファルト 20	50
上層路盤	アスファルト安定処理	60
下層路盤	再生クラッシュラン	370

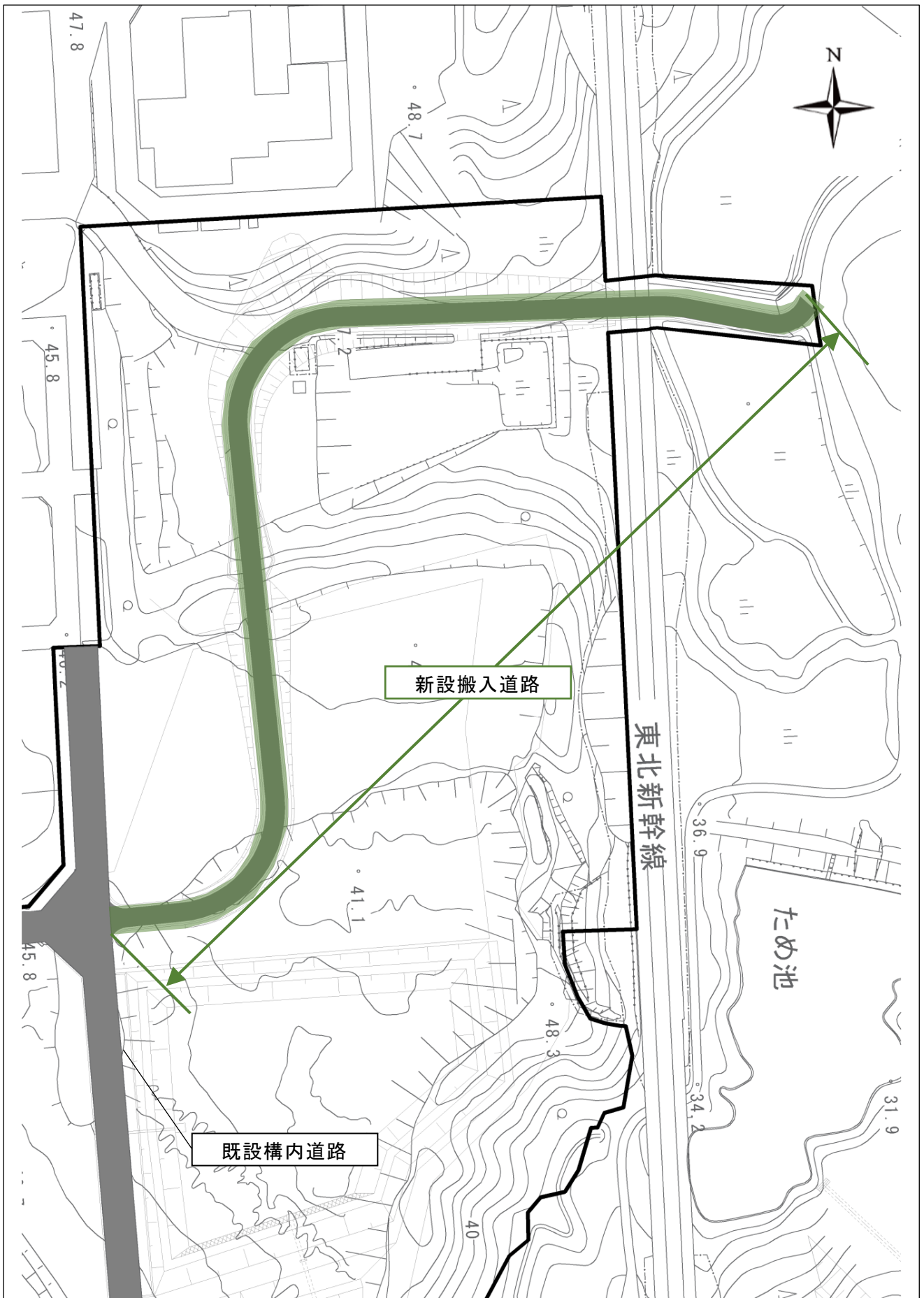


図 2.5.3-21 道路計画平面図（新設搬入道路）



## 2.5.4 新処分場の運営計画

### (1) 廃棄物受入時間

新処分場での廃棄物受入時間は表 2.5.4-1 に示すとおりである。

表 2.5.4-1 廃棄物受入時間

曜日	受入時間
月曜日～金曜日  (休日は土日祝日, 1月2日から3日, 8月14日から15日, 12月29日から31日)	9:00～16:00  (休憩時間 12:00～13:00)

### (2) 埋立計画

#### (7) 埋立方式

新処分場における埋立方式は、サンドイッチ方式を採用する。埋立は下流側から行うこととし、即日覆土を施す。

#### 4.1.1 埋立法と埋立作業、埋立重機

##### 1) 埋立法

埋立法は、陸上埋立と水面(海面)埋立に区分され、地形や立地条件に応じた方法で行われる。

##### (1) 埋立方式

###### ① サンドイッチ方式

サンドイッチ方式は、図4.1-2に示すように、廃棄物を水平に敷均し、廃棄物層と覆土層を交互に積み重ねるもので、狭い山間などの埋立地で用いられている。しかし、埋立面積が広いと、覆土をするために必要な厚さの廃棄物層を確保するためには一日のまきだし面積を小さくせざるを得なくなり、結果として廃棄物層に法面が生じる。法面にも覆土が必要となるので、この場合には実質上次に述べるセル方式となる。

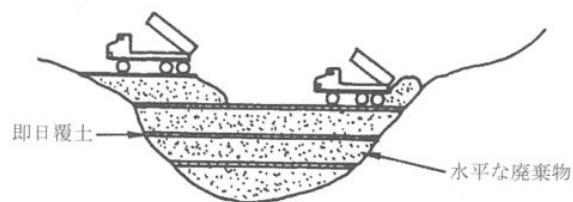


図4.1-2 サンドイッチ方式(全国都市清掃会議、1989)

###### ② セル方式

セル方式は、図4.1-3に示すように、埋立廃棄物および法面に覆土を施し、セル状に仕上げるもので、現在最も多く用いられている方式である。一つのセルの大きさは、通常1日の埋立処分量によって決まる。埋立層がセルごとに一応独立するので、火災の発生および拡大の防止、廃棄物の飛散防止、悪臭および衛生害虫などの発生を防止する効果がある。一方、セルは埋立層内の埋立ガスや水の移動を阻害するので、浸出水集排水施設や埋立ガス処理施設の設置に際してはこの点を十分配慮した工夫が必要である。

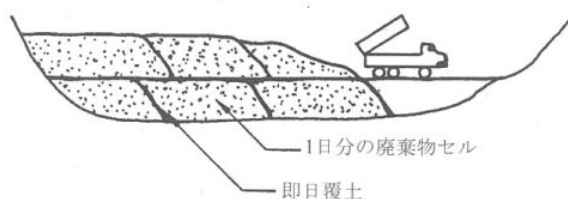


図4.1-3 セル方式(全国都市清掃会議、1989)

出典：「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010 改訂版」((社団法人)全国都市清掃会議, 平成 22 年 5 月)

図 2.5.4-1 サンドイッチ方式について (赤枠)

### (1) 区画埋立

新処分場は、区画堤を設置して区画埋立（2区画）を行う計画としている。  
 平面図、縦断図を図 2.5.4-2、図 2.5.4-3 に示す。

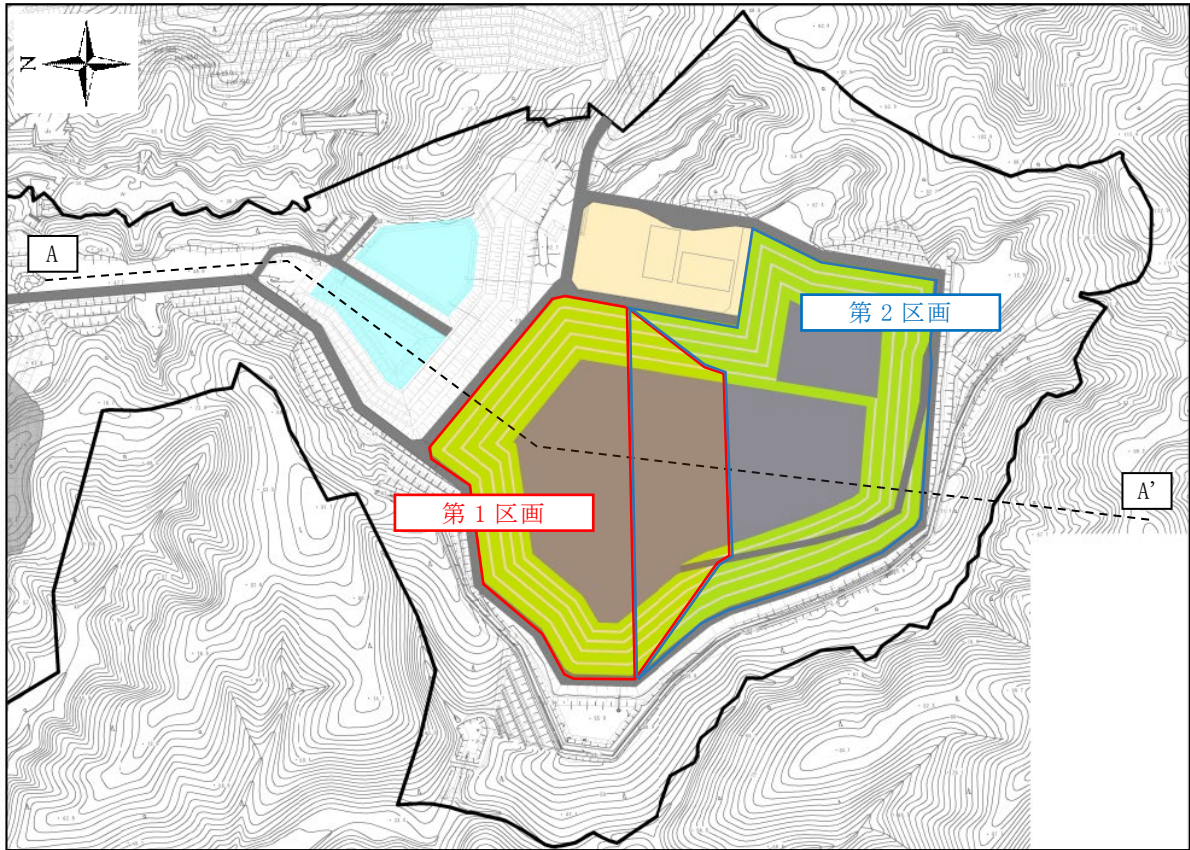


図 2.5.4-2 区画埋立（平面図）

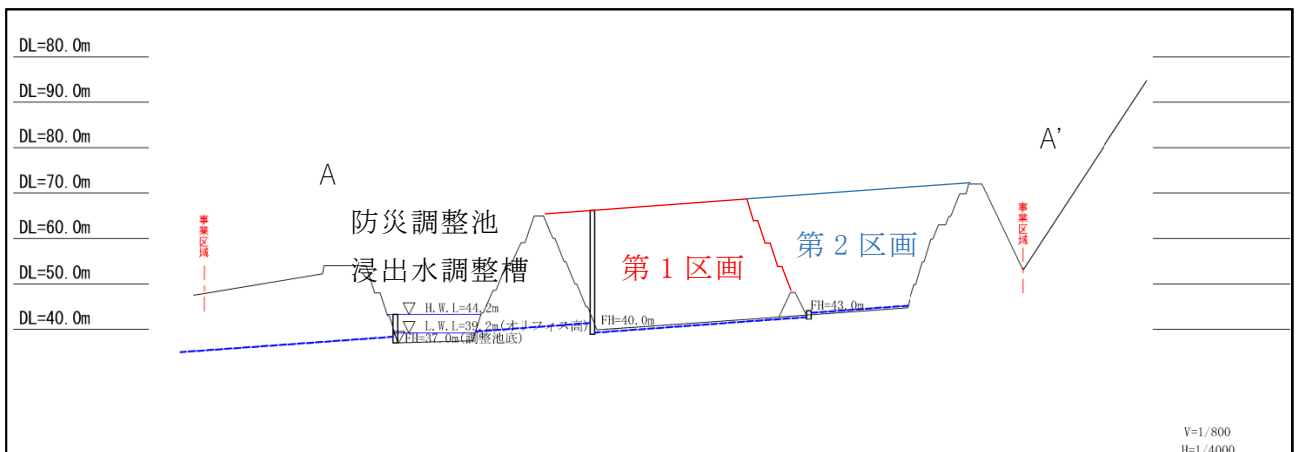
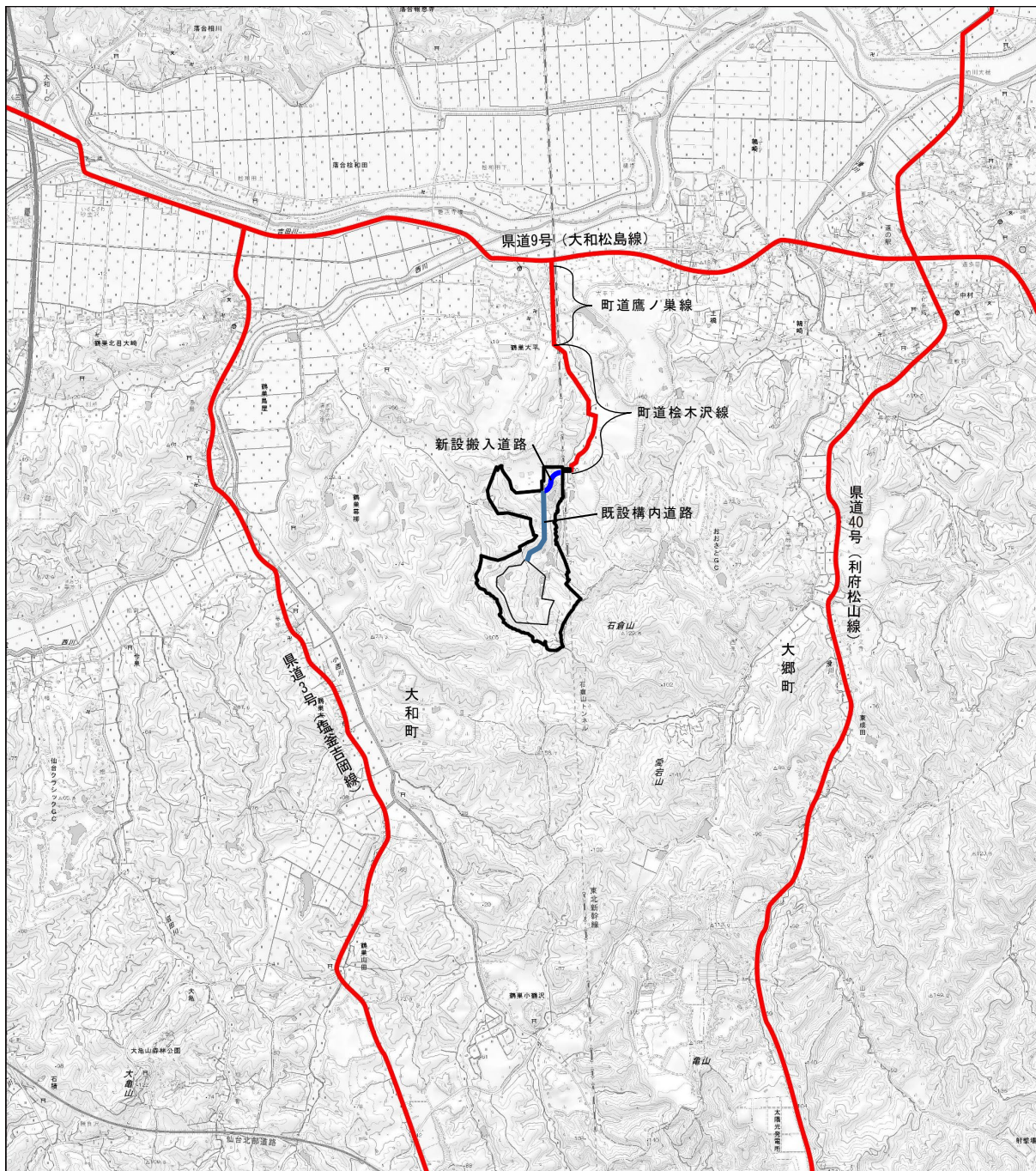





図 2.5.4-3 区画埋立（縦断図）

### (3) 主要な運搬経路

工事中運搬経路は、図 2.5.4-4 に、供用後の車両経路は図 2.5.4-5 示すとおりである。県道 9 号（大和松島線）から、町道鷹ノ巣線（路線番号：4020）及び桧木沢線（路線番号：4055）を通行するルートを想定している。



凡例

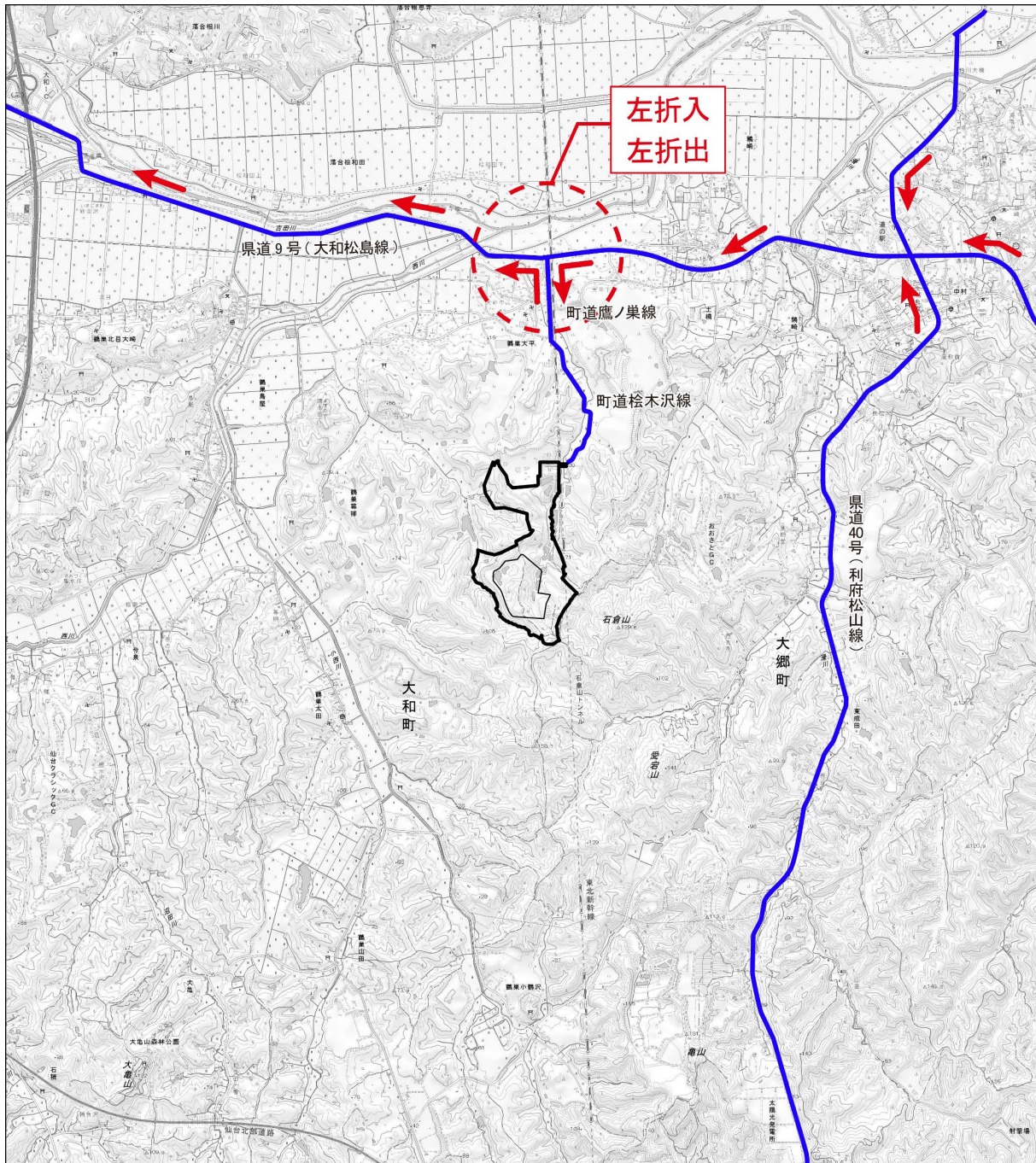
-  対象事業実施区域
-  埋立地
-  主要な運搬経路






0 1km 2km

1 : 50,000

図 2.5.4-4 主要な運搬経路 (工事中)



凡例

-  対象事業実施区域
-  埋立地
-  供用後の車両運行ルート



1 : 50,000

図 2.5.4-5 供用後の車両経路

#### (4) 排水計画

新処分場から放流される排水のフローは図 2.5.4-6 に示すとおりである。

生活排水等と浸出水処理水については，新処分場周辺の流域下水道各幹線を経由して大和浄化センター（図 2.5.4-7 参照）に流入させる計画である。

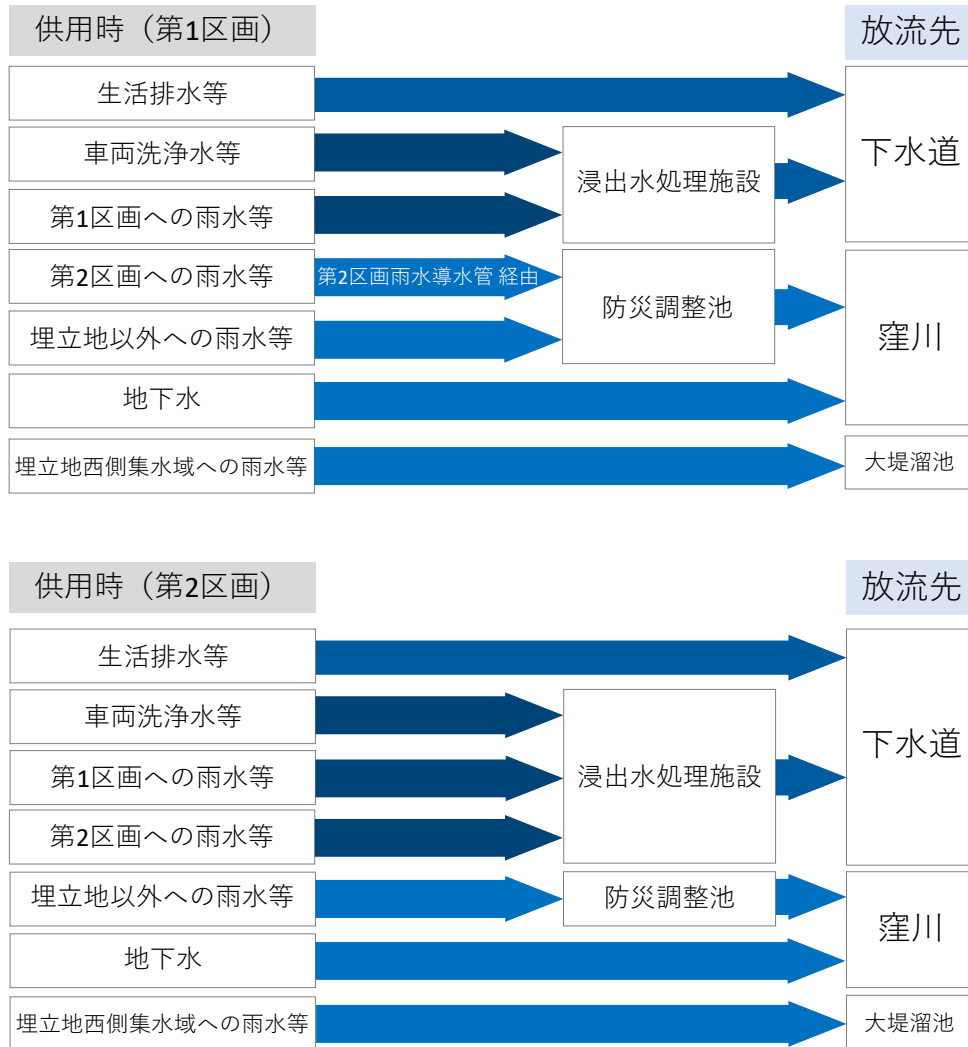


図 2.5.4-6 排水フロー図



図 2.5.4-7 大和浄化センターの位置

(5) 運営計画

(7) 受入管理計画

① 受入基準の設定

搬入された廃棄物による環境リスクを低減するため、受入基準を設定する。また、有機汚泥及び福島原発事故由来の放射性物質汚染廃棄物は受け入れない。

- (1) 共通受入基準
- ① 溶出試験 : 表 2.5.4-2 を参考
  - ② 含有試験 : 表 2.5.4-3 を参考
- (2) 発色性等 : 著しく発色性, 発泡性, 還元性, 飛散性, 臭気性及び発火性を有しないものに限る。
- (3) 個別受入基準 : 表 2.5.4-4 を参考

表 2.5.4-2 共通受入基準 (①溶出試験)

1	アルキル水銀化合物	不検出	15	1,1-ジクロロエチレン	1mg/ℓ 以下
2	水銀又はその化合物	0.005mg/ℓ 以下	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/ℓ 以下
3	カドミウム又はその化合物	0.09mg/ℓ 以下	17	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/ℓ 以下
4	鉛又はその化合物	0.3mg/ℓ 以下	18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/ℓ 以下
5	有機リン化合物	1mg/ℓ 以下	19	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/ℓ 以下
6	シアン化合物	1mg/ℓ 以下	20	チウラム	0.06mg/ℓ 以下
7	ひ素又はその化合物	0.3mg/ℓ 以下	21	シマジン	0.03mg/ℓ 以下
8	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/ℓ 以下	22	チオベンカルブ	0.2mg/ℓ 以下
9	六価クロム化合物	1.5mg/ℓ 以下	23	ベンゼン	0.1mg/ℓ 以下
10	トリクロロエチレン	0.1mg/ℓ 以下	24	セレン又はその化合物	0.3mg/ℓ 以下
11	テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ 以下	25	1,4-ジオキサン	0.5mg/ℓ 以下
12	ジクロロメタン	0.2mg/ℓ 以下	26	鉱物油	100mg/ℓ 以下
13	四塩化炭素	0.02mg/ℓ 以下	27	動植物油	600mg/ℓ 以下
14	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/ℓ 以下	28	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g 以下

表 2.5.4-3 共通受入基準 (②含有試験)

水銀又はその化合物	15mg/kg 以下
-----------	------------

表 2.5.4-4 個別受入基準

種類	受入基準	種類	受入基準
汚泥	含水率 85%以下のもの	木くず	最大径おおむね 2m 以下のもの
廃プラスチック類	飛散防止措置を講じたもの 中空の状態でないもの 最大径おおむね 15cm 以下のもの	繊維くず	飛散防止措置を講じたもの
ゴムくず	最大径おおむね 15cm 以下のもの	燃え殻	飛散防止措置を講じたもの 熱しゃく減量 15%以下のもの
金属くず, がれき類, ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	最大径おおむね 1m 以下のもの	ばいじん	飛散防止措置を講じたもの
		廃石綿等	固形化, 薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後, 耐水性の材料で二重こん包したもの
		廃石膏ボード	製造会社等が確認出来るもの

注 1) 極端に低比重なもの及び飛散するおそれのある廃棄物は飛散防止措置を講ずること。




注 2) 廃タイヤのみを熱源としているボイラーから排出される燃え殻の熱しゃく減量の基準については、30 パーセント以下とする。

注 3) 量の搬入は事前に搬入日を予約すること。

## ② 受入廃棄物の事前調査及び受入審査

受入の可否を判断するための事前調査の方法や受入審査（受入時の廃棄物の分析方法，展開検査の方法等）について定める。

表 2.5.4-5 事前調査及び受入審査

<p>廃棄物の事前確認</p>	<p>埋立廃棄物は，排出事業者や搬入事業者に，事前に受入基準を説明した上で，廃棄物の発生過程，廃棄物の有害性（溶出基準，含有基準），廃棄物の性状などを事前に確認し，受入を決定します。</p>	
<p>廃棄物の適正搬入・目視確認</p>	<p>廃棄物を持ち込む際には，廃棄物が飛散・流出しないように対策を講じることが法律等で義務付けられています。また，搬入車は1台1台，目視確認します。</p>	
<p>埋立時の展開検査</p>	<p>事前に確認したとおりの廃棄物の内容や状態であるかを改めて確認し，埋立てる。事前に確認したとおりでない場合は，受け入れません。埋立時には散水し，即日覆土します。</p>	

### (イ) その他維持管理計画

最終処分場は，生活環境の保全を目的として，浸出水の外部流出，地下水汚染，廃棄物の流出・飛散，埋立ガスの発生，衛生害虫獣の発生などを防止しながら，所定量の廃棄物を安全に貯留できる物でなければならない。そのためには，適切な維持管理が必要である。新処分場における維持管理は，「最終処分基準省令」等に基づいて表 2.5.4-6 に示すとおりとす。また，「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める命令」（平成 12 年，総理府・厚生省令第 2 号）による維持管理基準に対する対応を表 2.5.4-7，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則」（昭和 46 年，厚生省令第 35 号）による維持管理に係る記録・閲覧の内容を表 2.5.4-8 に示す。

また，現処分場では ISO14001 の認証を取得し運営を行っている。新処分場についても同様に ISO14001 の認証の取得を予定しており，環境負荷の最小化に努めるとともに，適切な維持管理体制の構築を図る。



表 2.5.4-6 (1) 産業廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準 (1/2)

維持管理基準		管理計画
1)	埋立地外に廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	埋立地周縁にネットフェンスや衝立フェンス（仮設設備）を設置する。適時埋立廃棄物表面に散水を行う。
2)	最終処分場外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	埋立地内の滞水を避け、廃棄物層内を好気性雰囲気につつ。
3)	火災発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	埋立地内の禁煙を厳守する。散水栓、消火器を設置する。
4)	ねずみが生息し、及び蚊・ハエその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	必要に応じて殺そ剤を散布する。
5)	囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。 閉鎖された埋立地を埋め立て処分以外の用に供する場合においては、埋立地の範囲を明らかにしておくこと。	埋立地周縁にはフェンスを設置して侵入を防止する。入口部の門扉及び、施設入口扉には施錠を行う。
6)	立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講じる。
7)	擁壁等を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	定期点検により変形の有無を確認し、損壊のおそれがあるかを把握し、損壊のおそれがあると認められた場合には、速やかに必要な措置を講じる。
8)	廃棄物を埋め立てる前に遮水工を砂その他のものにより覆うこと。	埋立地底面に厚さ 50cm 以上の保護土層を設ける。また、法面部には、遮光マット (t=10mm) を敷設する。
9)	遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	常駐管理者による定期的な点検、水質検査により監視する。異状が認められた場合には、速やかに原因を究明し、必要な措置を講じる。
10)	最終処分場の周縁の 2 箇所以上の場所から採取した地下水又は地下水集排水設備より採取した水の水質検査を次により行うこと。 イ. 埋立開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を測定・記録すること。 ロ. 埋立処分開始後、地下水等検査項目を 1 年に 1 回以上測定・記録すること。 ハ. 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオン濃度を 1 月に 1 回以上測定・記録すること。 ニ. 電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異状が認められた場合には、速やかに、再測定するとともに地下水等検査項目についても測定・記録すること。	2 箇所以上の観測井又は地下水集排水管の地下水の水質検査を行う。 地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を埋立開始前に 1 回以上測定・記録する。 地下水等検査項目を、1 回/年以上の頻度で測定・記録する。 電気伝導率、塩化物イオン濃度を、1 回/月以上の頻度で測定・記録する。 電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異状が認められた場合には、速やかに地下水等検査項目について測定・記録する。検査記録は、埋立地廃止まで保管する。

表 2.5.4-6 (2) 産業廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準 (2/2)

維持管理基準	管理計画
11) 地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合には、直ちに埋立を中止し、その原因を調査し、生活環境の保全上必要な措置を講じる。
12) 雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。	埋立地周縁の雨水集排水施設の維持管理を励行し、埋立地周縁の雨水が浸入することを防止する。
13) 調整池を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	調整池を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講じる。
14) 浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。 イ. 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。 ロ. 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。 ハ. 放流水の水質検査を次により行うこと。 (1) 排水基準に係る項目について1年に1回以上測定・記録すること。 (2) 水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素について1月に1回以上測定・記録すること。	下水道放流とするが、浸出液処理設備を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講じる。 排水基準に係る項目について1年に1回以上測定・記録する。水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素について1月に1回以上測定・記録する。
15) 開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。	埋立地外への産業廃棄物流出を防止するための雨水集排水設備を定期的に点検・清掃し雨水が埋立地内へ流入しないよう管理する。
16) 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。（ただし、ガスを発生するおそれのない廃棄物のみを埋め立てる場合を除く。）	埋立地内に堅型ガス抜き管及び法面ガス抜き管を設置する。
17) 埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。（ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、遮水工と同等以上の効力を有する覆いにより閉鎖すること。）	埋立処分終了後、その表面を土砂その他これに類する覆いで1 m以上転圧締め固めする等の措置を講ずることにより開口部を閉鎖する。
18) 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	埋立地外周に雨水集排水溝を設置し、周辺からの雨水による覆土材の流出を防止する。
19) 残余の埋立容量について1年に1回以上測定・記録すること。	定期的（1回/年以上）に測量を実施して埋立量を把握し、残余容量を算定・記録する。
20) 埋め立てられた廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、廃止までの間保存すること。	最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、処分場廃止までの間保存する。

表 2.5.4-7 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく維持管理の基準

維持管理基準		管理計画
1)	最終処分場の周縁の2箇所以上の場所から採取した地下水又は地下水集排水設備より採取した水の水質検査を次により行うこと。	2箇所以上の観測井又は地下水集排水管の地下水の水質検査を行う。
	イ. 埋立開始前にダイオキシン類濃度を測定・記録すること。	ダイオキシン類濃度を埋立開始前に1回以上測定・記録する。
	ロ. 埋立処分開始後、1年に1回以上ダイオキシン類濃度を測定・記録すること。	ダイオキシン類濃度を、1回/年以上の頻度で測定・記録する。
	ハ. 電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異状が認められた場合には、速やかに、ダイオキシン類濃度を測定・記録すること。	電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異状が認められた場合には、速やかにダイオキシン類濃度について測定・記録する。検査記録は、埋立地廃止まで保管する。
2)	ダイオキシン類濃度検査の結果、ダイオキシン類による汚染（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	ダイオキシン類濃度に係る水質検査の結果、異状が認められた場合には、直ちに埋立を中止し、その原因を調査し、生活環境の保全上必要な措置を講じる。
3)	浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。	下水道放流とするが、浸出水処理設備を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講じる。放流水のダイオキシン類濃度を、1回/年以上の頻度で測定・記録する。
	イ. 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。	
	ロ. 放流水のダイオキシン類に係る水質検査を1年に1回以上実施・記録すること。	

表 2.5.4-8 廃掃法施行規則に定める維持管理に係る記録・閲覧事項

項目	記録の内容	常備期日*1
・埋め立てた産業廃棄物	・各月ごとの種類及び数量	翌月の末日
・地下水検査結果	・採取した場所 ・採取した年月日 ・検査結果の得られた年月日 ・検査結果	結果の得られた月の翌月の末日
・地下水の悪化が認められた場合に講じた措置	・措置を講じた年月日 ・措置の内容	点検又は措置を講じた月の翌月の末日
・擁壁等の点検 ・遮水工の点検 ・浸出液調整池 ・浸出液処理設備	・点検を行った年月日 機能低下又は損壊のおそれ若しくは機能の異状が認められた場合 ・措置を講じた年月日 ・措置の内容	
・記録は、備え置いた日から起算して3年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供しなければならない。 ・閲覧の求めがあった場合にあっては、正当な理由なしに閲覧を拒んではならない。		

\*1 常備期日：記録を備え置かなければならない期日

## (6) 防災計画

本事業に係る防災計画としては、雨水流出量増加の抑制、豪雨時の土砂流出防止を計画している。

雨水流出量増加の抑制については、防災調整池を整備する。

豪雨時の土砂流出防止としては、暗渠排水管、法面排水処理、地下水集排水管及び面状排水材、小段排水工、雨水集排水工及び道路側溝を設置する。また、盛土法面及び造成面の裸地は極力緑化を行い、土砂流出を防ぐ計画とする。

造成工事に先立ち、防災設備設置完了までの伐採工事及び造成中の事業実施区域外への土砂流出を防止する目的で仮設沈砂地を設置する。

## (7) 跡地利用計画

公社では、現処分場の跡地利用について周辺住民と協議を重ねている。過去には、地域の人々の参加のもと協議の中で発案された植樹会が開催されている。新処分場においては具体的な利用方法は現段階では未定であるが、今後、地域の活性化を促すよう、地元住民の意見を踏まえて利用方法を決定していく。

## 2.6 工事計画

### 2.6.1 工事概要

本事業は、搬入道路工事，造成工事，覆土材仮置場，埋立処分場施設整備工事（貯留施設，遮水工等），浸出水処理施設工事から構成される。各工事の場所については，図 2.6.1-1 に示す。

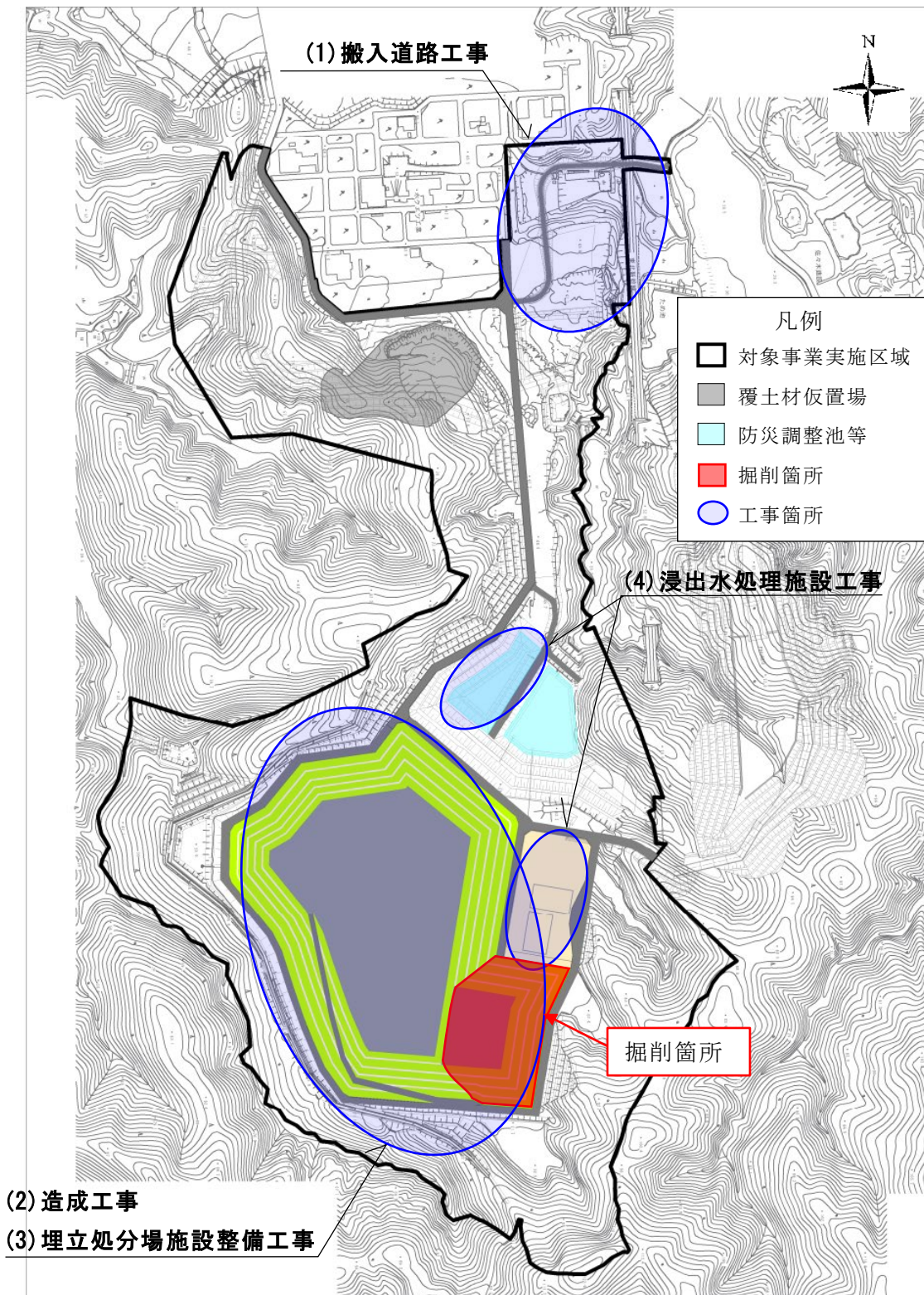


図 2.6.1-1 各工事場所（案）

### (1) 搬入道路工事

対象事業実施区域北側の未利用地に新たな搬入道路を整備する。舗装は、アスファルト舗装とする。



図 2.6.1-2 搬入道路工事イメージ

### (2) 造成工事

採砂業者の事業完了後に残される窪地の整形及び現在平地となっている窪地東側の掘削を行い、埋立地を造成する。埋立地内には場内道路を整備する。なお、窪地東側の掘削箇所は図 2.6.1-1 に示すとおりで、掘削土量は約 60 万 m<sup>3</sup> である。掘削土は覆土材仮置場に仮置きし、供用時に覆土材として利用する。

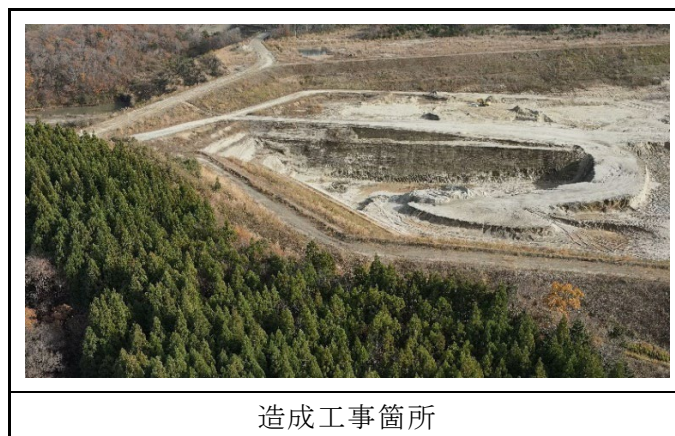
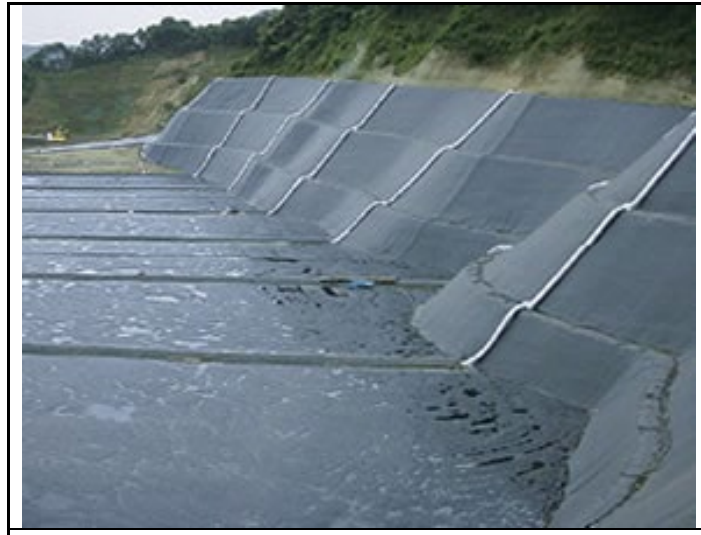


図 2.6.1-3 造成工事イメージ

### (3) 埋立処分場施設整備工事

遮水工，浸出水集排水設備，埋立ガス処理設備，雨水排水設備，場内道路，管理設備（管理棟，管理道路等），モニタリング設備（観測井等），防災調整池，その他付帯設備（フェンス，立て札等）を整備する。



遮水シート施工後の状況

図 2.6.1-4 埋立施設整備工事イメージ

### (4) 浸出水処理施設工事

埋立地東側の平坦地に浸出水処理施設を整備する。また，埋立地北側に浸出水調整槽を整備する。



浸出水調整槽（覆蓋式）の内部

図 2.6.1-5 浸出水処理施設工事イメージ

## 2.6.2 工事工程

全体工事工程は、表 2.6.2-1 及び表 2.6.2-2 に示すとおりである。

### (1) 工程計画

工事期間は、令和 6 年 12 月から令和 9 年 12 月までの 37 カ月である。工事は、対象事業実施区域周辺の農地への影響を考慮し、冬季に着工する計画とした。

施工は以下の段階を踏んで行う計画である。

- ・先行する既存道路改良工事（別事業）後に、本格的な着工を行う。
- ・土砂流出防止のための沈砂池の設置を必要に応じて行う。
- ・既存の調整池について工事中も沈砂池として利用することで、濁水の流出防止を行う。
- ・工事で発生した土砂は出来る限り対象事業実施区域内にて再利用する。再利用しきれない土砂は、現処分場にて覆土として利用を行う。

### (2) 建設機械稼働計画

工事期間の中で、建設機械稼働台数が最大となる時期は工事着手後、25 ヶ月目（43 台/日）の令和 9 年 1 月である。

### (3) 資材等の運搬・通勤車両等の計画

工事期間の中で日当たりの工事用車両の台数が最大となる時期は工事着手後、25 カ月目（222 台/日）の令和 9 年 1 月である。

### (4) 資材等の運搬・通勤車両等の通行ルート

県道大和松島線から対象事業実施区域への資材等の運搬・通勤車両等の通行ルートは、大和町鶴巣大平鷹ノ巣付近より、町道鷹ノ巣線に入りその後、町道桜木沢線を経由するルートである。（図 2.5.4-5 参照）。







## 2.6.3 工事管理計画

### (1) 安全対策

工事実施に先立ち、指揮・命令系統の組織表を作成し、責任体制を明確にすると共に、外部からの問い合わせにも、適切かつ迅速に対応できるようにする。

工事区域の外周には人の侵入が考えられる部分には仮囲い柵等を設置し、資材等の飛散を防止するとともに部外者の立入及び哺乳類の誤侵入防止を図る。

また、主な工事用車両の走行経路上の交差部には、適宜、交通誘導員等を配置して、通行人の安全確保に努める。

工事開始後は、毎日、作業開始前に危険予知活動や作業前点検を行うことによって労働災害の防止に努める。また、工事用車両の運転者へは、走行ルートや運行時間等を周知させるとともに、随時安全教育を実施し、制限速度等の交通法規の遵守及び安全運転の実施を徹底させる。

### (2) 環境保全対策

工事期間中は、計画地内や周辺道路への散水・清掃等を適宜実施して粉じんの発生を抑制する。使用する重機は、可能な限り排出ガス対策型、低騒音型、工事用車両は、低排出ガス認定自動車の採用に努める。また、工事用車両及び重機の点検・整備を適切に行うとともに、工事工程の平準化に努めて、工事用車両及び重機の一時的な集中を抑制する。

降雨時の濁水については、仮設沈殿槽（ノッチタンクなど）使用し、表流水のみ水路に排出することで濁水の影響を極力抑える計画とする。

その他、掘削後の仮置き土砂や長期間の裸地となることで土砂の流出の可能性が生じる箇所は、必要に応じてシート等で覆い、濁水発生の抑制及び粉じんの発散の防止に努める。

工事用車両及び重機等の運転者へは、不要なアイドリングや空ふかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないよう指導・教育を徹底する等、二酸化窒素や浮遊粒子状物質、温室効果ガス等の排出量抑制と騒音及び振動の低減に努める。

### (3) 廃棄物等処理計画

建設副産物（建設発生土等及び建設産業廃棄物）の処理にあたっては、「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年 法律第 48 号）」（リサイクル法）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年 法律第 104 号）」に基づき適切に処理する。また、現場内において発生した一般廃棄物についても分別収集を行い、リサイクル等再資源化に努める。

発生した土砂については、一部は現処分場において覆土材として再利用するため計画地外に搬出するが、基本的に現場内において再利用する計画としている。また、廃棄物等が混入しないように掘削土置場と廃棄物置場を区分する。

廃棄物の回収及び処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」等の関係法令に基づき、産業廃棄物処理業の許可業者に委託するものとし、産業廃棄物管理表（マニフェスト）を交付し、適切に処理されることを監視する。

コンクリート型枠はできるだけ非木質のものを採用し、基礎工事等においては、計画的に型枠を転用することに努める。また、使用する部材等は、工場等での一部加工品や、完成品を可能な限り採用し、廃棄物等の減量化に努めるとともに、資材・製品・機械等を調達・使用する場合には、環境負荷の低減に資する物品等とするように努める。

#### (4) 作業時間

工事の作業時間は、午前8時から午後5時までを原則とするが、作業状況により時間外作業を行う場合がある。

## 2.7 環境保全のための措置

### 2.7.1 工事中

- ・ 工事中は必要に応じ仮設沈殿槽（ノッチタンクなど）を設置することにより、濁水の流出を防止する。
- ・ 建設機械については極力、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型の機械を採用する。
- ・ 工事用車両は、制限速度を遵守し、また民家付近では特に低速運転を心がけ、急発進、急ブレーキ、過積載等を行わないよう指導・教育を徹底する。
- ・ 短時間に工事用車両が集中することがないように車両搬入出時間の調整を行うとともに、定められた搬入ルートを厳守する。
- ・ 工事用車両の整備点検を十分に行い、排出ガス、騒音・振動の発生を抑制する。

### 2.7.2 供用時

#### (1) 大気汚染対策

##### (ア) 埋立地からの飛散

- ・ 即日覆土を施し、埋立廃棄物の飛散を防止する。
- ・ 散水を行い、埋立廃棄物及び粉じんの飛散を防止する。
- ・ 飛散防止ネットフェンスを設置し、埋立廃棄物の飛散を防止する。
- ・ 台風等予め天候が荒れることが予想される場合は、搬入規制等の措置を取り、埋立廃棄物及び粉じんの飛散を防止する。

##### (イ) 車両からの飛散、排ガス

- ・ 廃棄物運搬車両に対し、以下の事項について協力を依頼する。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 廃棄物運搬時には、車両荷台にカバーを掛ける等、廃棄物の飛散・流出を防止すること。</li><li>・ 廃棄物運搬車両は、制限速度を遵守し、また民家付近では特に低速運転を心がけ、急発進、急ブレーキ、過積載等を行わないこと。</li><li>・ 短時間に廃棄物運搬車両が集中することがないように車両搬入出時間の調整を行うとともに、定められた搬入ルートを厳守すること。</li><li>・ 廃棄物運搬車両の整備点検を十分に行うこと。</li></ul> |
|---|

## (2) 水質汚濁防止対策

### (7) 遮水性向上のための対策

- ・遮土工は二重遮水シートによるものとし、自己修復シートも併せて用いることで遮水の安全性を確保する。

### (4) 処理後の放流水

- ・浸出水は浸出水処理施設で処理したのち、公共下水道に放流する。

### (5) 地下水

- ・定期的に地下水の水質検査を行う。

### (6) 浸出水量の抑制対策

- ・埋立地周縁に排水路（周辺水路）を設置することで、埋立地周辺からの表流水が埋立地内に流入することを防ぎ、浸出水の発生を抑制する。

## (3) 騒音・振動防止対策

### (7) 埋立地からの騒音・振動の発生

- ・埋立作業には、低騒音型の重機を使用する。
- ・浸出水処理施設ブロワ室等の内壁には吸音材を貼り、騒音の発生を抑制する。
- ・効率の良い作業を心がけ、重機稼働時間の短縮に努める。
- ・アイドリングストップや設備の定期点検を行うことにより、騒音・振動の発生を抑制する。

### (4) 車両からの騒音・振動の発生

- ・廃棄物運搬車両に対し、以下の事項について協力を依頼する。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・廃棄物運搬車両は、制限速度を遵守し、また民家付近では特に低速運転を心がけ、急発進、急ブレーキ、過積載等を行わないこと。</li><li>・短時間に廃棄物運搬車両が集中することがないように車両搬入出時間の調整を行うとともに、定められた搬入ルートを厳守すること。</li><li>・廃棄物運搬車両の整備点検を十分に行い、騒音・振動の発生を抑制すること。</li></ul> |
|---|

## (4) 悪臭防止対策

- ・臭気の発生源となる可能性がある廃棄物を受け入れない。
- ・ガス抜き管を設置し、埋立地内部を準好気性状態に保ち、腐敗性ガスの発生抑制に努める。
- ・即日覆土を施し、悪臭の発散を防止する。